

見 積 競 争 公 告

次のとおり見積競争に付します。

令和 7 年 3 月 4 日

全国健康保険協会徳島支部
支 部 長 中 川 智

1. 調達内容

(1) 調達案件名

令和 7 年度全国健康保険協会徳島支部職員に係る一般定期健康診断等業務委託

(2) 調達案件の内容等

仕様書による

(3) 委託期間

仕様書による

(4) 実施場所

仕様書による

(5) 見積方法

見積金額は、別紙 1 に健康診断の項目毎に 1 名当たりの単価を記載し、見積書には項目毎の予定者数に単価を乗じた額の合計とする。

見積書を提出期限内に提出し、最低価格をもって見積書を提出した者を契約の相手方とする。見積金額については、業務を行うために要する一切の諸経費を含めた額とすることとし、見積者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額（税抜額）を見積書に記載すること。

2. 競争参加資格

(1) 全国健康保険協会会計細則第 30 条及び第 31 条に規定する次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。

- ① 当該契約を締結する能力を有しない者（未成年、被保佐人又は被補助人であつても、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）及び破産者で復権を得ない者。
- ② 以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後 3 年（全国健康保険協会から競争参加資格停止措置を受けている場合はその期間）を経過していない者。
 - (ア) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき
 - (イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき
 - (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき

- (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき
 - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき
 - (カ) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
 - (キ) 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (2) 次の事項に該当する者は、競争に参加させないことがある。
- ① 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者
 - ② 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者
- (3) 競争参加者は次の資格を有すること。
- ① 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
 - ② 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 厚生年金保険、全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受けている者にあつては、直近 1 年間について保険料の未納がない者、健康保険組合等の適用を受けている者にあつては、直近 1 年間について厚生年金保険料に未納がない者であること。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近 1 年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。
- (5) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。
- (6) 全国健康保険協会徳島支部（徳島市八百屋町 2-11）から、3 km 圏内に受診可能な施設を所有していること。

3. 仕様書に対する質問の受付及び回答

質問は、下記により F A X にて受け付ける。

(1) 受付先

全国健康保険協会徳島支部 企画総務グループ 天田
電話 088-602-0251 F A X 088-602-0717

(2) 受付期限

令和 7 年 3 月 7 日（金）午前 11：00 まで

(3) 回答期限

令和 7 年 3 月 12 日（水）午後 5：00 までに回答する。

4. 見積書等の提出場所等

(1) 見積書等提出場所及び問い合わせ先

〒770-8541 徳島市八百屋町 2-11 ニッセイ徳島ビル 7 階
全国健康保険協会徳島支部 企画総務グループ 西田
電話 088-602-0251

(2) 見積書等の提出期限

令和 7 年 3 月 18 日（火）午後 3：00 まで

(3) 見積書等の提出方法

競争参加者は上記 4（1）へ郵送または持参するものとする。

（4）見積書の無効等

- ① 見積書には、事業所名・代表者名を記載し代表者印を押印すること。記載漏れ、押印漏れ及び判読できないものは無効とする。
- ② 上記 2 で示した競争参加資格のない者の見積書は無効とする。
- ③ 見積提出後の見積書の差替え、変更または取消しをすることはできない。

5. 落札者の決定方法

- （1）落札者の決定は、最低価格をもって有効な見積を行った者を落札者とする。
- （2）落札者には、令和 7 年 3 月 21 日（金）までに電話にて連絡することとする。
- （3）最低価格かつ同価格の見積書を提出したものが 2 人以上あるときは、別途電話にて連絡する全国健康保険協会徳島支部長の指定する日に全国健康保険協会徳島支部にて当該見積者にくじを引かせて落札者を決定することとする。ただし、当該見積をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって見積事務に関係のない全国健康保険協会徳島支部職員にくじを引かせるものとする。

6. その他

- （1）契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- （2）契約保証金 免除
- （3）契約書作成の要否 要
- （4）手続きにおける交渉の有無 無
- （5）予算について
 全国健康保険協会の予算は厚生労働大臣の認可を受けることとされており、令和 7 年度予算の認可が受けられない場合は契約できないことがあるため、あらかじめ了承すること。
- （6）詳細は見積説明書による。

以上、公告する。